

# インターンシップ申込みにおける注意事項

以下の注意事項を遵守できる方のみ、お申し込みください

- 1 期間中、地方公務員関係法令及び当市の条例・規則の定めに従うこと
- 2 期間中、当市の管理、監督の指示に従うこと
- 3 期間中は、次の事項を厳守すること
  - (1) 当市の名誉を毀損するような言動は行わない
  - (2) 当市の事務事業を阻害するような言動は行わない
- 4 就業上知った当市の事業情報及び当市に属する市民等の個人情報等は、期間中及び終了後においても守秘義務を負う

公務員として必要な倫理等を初日に研修します

▶ 服務等の規律を守る旨の誓約をして、  
インターンシップが開始されます

## 【地方公務員法第16条による欠格事項】

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 長野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ご自身が欠格事項に当たらないことを確認してください